長野県教職員卓球連盟規約

昭和４１年１１月　５日制定
昭和５０年１１月　８日改正
平成　４年１１月　７日改正
平成１０年１０月３１日改正

第1章　名称

第1条　この連盟は「長野県教職員卓球連盟」といい事務局を理事長在職校におく。

第2章　目的

第2条　この連盟は、長野県における教職員の卓球研究と、相互の親睦をはかることを目的とする。

第3章　事業

第3条　この連盟は目的達成のために次の事業を行う。
①教職員卓球大会の開催
②全国大会･中部日本大会への選手推薦
③講習会･研究会の開催
④その他、必要な事項

第4章　組織

第4条　この連盟は県下各学校に在職及び在職した卓球を愛好する教職員で組織する。
第5条　この連盟は次の支部をおく。
①北信支部
②中信支部
③南信支部
④東信支部
第6条　この連盟は次の部会をおく。
①小中学校部会
②高大部会
第7条　この連盟は全国教職員連盟に加入する。
第8条　この連盟は中部日本教職員連盟に加入する。
第9条　この連盟は長野県卓球連盟に加入する。

第5章　役員

第10条　この連盟に次の役員をおく。
①会長1名（総会の推薦）
②副会長若干名（総会の推薦）
③理事長1名（理事会の推薦）
④理事、　各支部･各部会1名（各支部･各部会より推薦）
⑤主事2名（理事会の推薦）
⑥監事2名（総会の推薦）
第11条　この連盟は顧問をおくことができる。理事会の決議を経て、会長が推薦する。
第12条　役員の任期は2カ年とし、重任することができる。

第13条　役員の任務は次の通りである。
①会長はこの連盟を代表し、総理する。
②副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代理する。
③理事長はこの連盟の運営にあたる。
④理事は理事会を構成し、この連盟の運営に参画する。
⑤主事のうち1名は会計、1名はその他の事務を担当する。
⑥監事は会計、その他の事務を監査する。

第6章　会議

第14条　総会は毎年定期的に開き、行事予定、予算、決算、その他の議案を審議する。また必要に応じて随時開くことができる。
第15条　理事会は必要に応じて会長が召集し、次のことを行う。
①事業計画、その他の企画立案
②総会の決定事項の実施
③緊急事項の審議決定。なおこの決定は総会で報告しなければならない。
第16条　主事は理事会に出席する。
第17条　会議は出席数の過半数で決定する。可否同数の時は会長が決定する。

第7章　会計

第18条　この連盟の経費は、会費、その他の収入で支弁する。
第19条　会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第8章　表彰

第20条　この連盟は個人及び団体に対して、表彰を行うことができる。表彰者と表彰の方法は、理事会において決定し、会長がこれを行う。

第9章　付則

第21条　この規約の改正は、総会出席数の3分の2以上の賛成を必要とする。

長野県教職員卓球連盟　慶弔規定

平成１０年１０月３１日制定

（1）結婚　会員　祝電

（2）死亡　会員　理事会の協議による。
会員の配偶者　弔電
会員の父母･子供　弔電

（3）その他　会員の長期入院や休職ほか、特別の場合は、理事会の協議による。